

# 1. 計画の目的と位置付け

## 1.1 計画の背景・目的

本市の人口は、戦後、周辺町村との合併を経て人口が急増し、高度経済成長期以降も一貫して増加を続けましたが、2003年（平成15年）に減少に転じました。2005年（平成17年）に河辺町・雄和町と合併し33万人に達しましたが、その後も減少が続くと予想されています。年齢構成では、65歳以上の老年人口は、平均寿命の延伸や15～64歳の生産年齢人口が順次老年期に入ることから、当面は増加傾向が継続していくと予想されています。

そうした中、現在の市街地のままで人口減少・高齢化が進行すると、市街地の低密度化\*が進み、一定の人口に支えられてきた医療・福祉・商業・子育て支援等の生活サービスの提供や、地域のコミュニティの維持が困難になることが懸念されるほか、財政制約の高まりにより公共建築物や道路、橋りょう等の社会基盤施設の急速な老朽化への対応が困難になることが懸念されています。

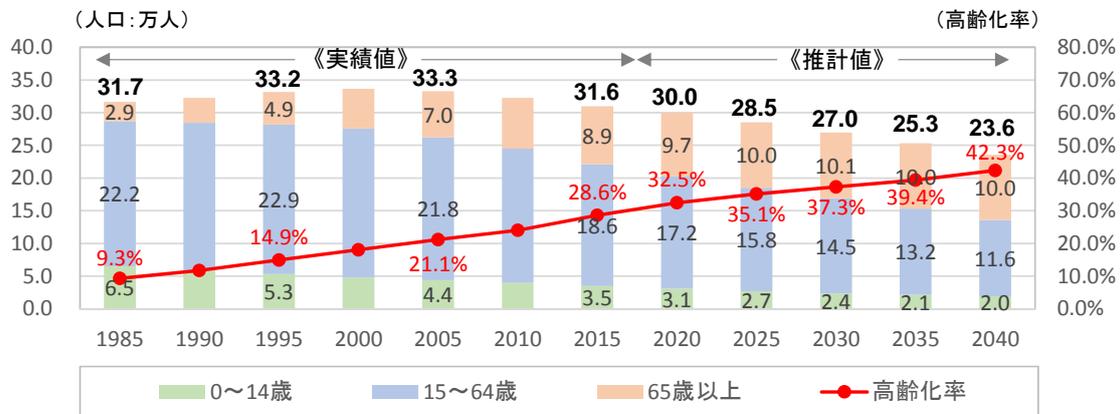


図1-1 年齢3区分別人口および高齢化率の推移

出典：国勢調査（1985～2015年）、国立社会保障人口問題研究所（2020年～）  
 ※各年の総人口は「年齢不詳人口」を含む



図1-2 避けるべき将来の都市のイメージ

※ 市街地の低密度化

：人口密度の低下や、人口減少に伴い空き地や空き家が無作為に発生するなど、スポンジのようになっていくこと。

このような背景を受け、本市の都市計画の基本的な方針を示す「第6次秋田市総合都市計画（平成23年）」において、高齢者や子育て世代にとって、安心できる健康で快適な生活環境を実現すること、さらに、財政面および経済面において持続可能な都市<sup>※1</sup>となるよう、将来の都市の形として、多様な生活サービス施設や住居等がまとまって立地し、高齢者をはじめとする地域住民が公共交通等により、これらの生活サービス施設等を容易に利用できるように、都心・中心市街地と6つの地域中心<sup>※2</sup>を核とする多核集約型のコンパクトシティ<sup>※3</sup>を目指すこととしました。

そうした方針のもと、コンパクトシティの実現にあたっては、国が同様の観点から平成26年に都市再生特別措置法で創設した立地適正化計画制度<sup>※4</sup>を活用して、本市における住宅と医療・福祉・商業・子育て支援等の生活サービス施設の立地の適正化に関する基本方針とともに、それらを誘導する区域や施策等を定める『秋田市立地適正化計画』を策定することとしました。



図1-3 目指すべき将来の都市のイメージ

※1 持続可能な都市

：社会、経済、環境などの面において、将来世代のニーズを損なうことなく、現在の世代のニーズを満たす都市。

※2 都心・中心市街地と6つの地域中心

：都心・中心市街地は、中心市街地を含む秋田駅から山王地区の範囲を指す。6つの地域中心は、東部（秋田駅東地区）、西部（新屋地区）、南部（秋田新都市地区）、北部（土崎地区）、河辺（和田地区）、雄和（妙法地区）を指す。いずれも、第6次秋田市総合都市計画において、集約型都市構造の核となる拠点地域として位置付けられている。

※3 コンパクトシティ

：3頁を参照。

※4 立地適正化計画制度

：4頁を参照。

## コンパクトシティ

コンパクトシティは、人口減少等に対する適応策として、居住や生活サービス施設などの都市機能の集積による「密度の経済<sup>※1</sup>」の発揮を通じて、市民生活の利便性の維持・向上、サービス産業の生産性向上による地域経済の活性化、行政サービスの効率化等による行政コスト<sup>※2</sup>の削減などの具体的な行政目的を実現するための有効な政策手段です。

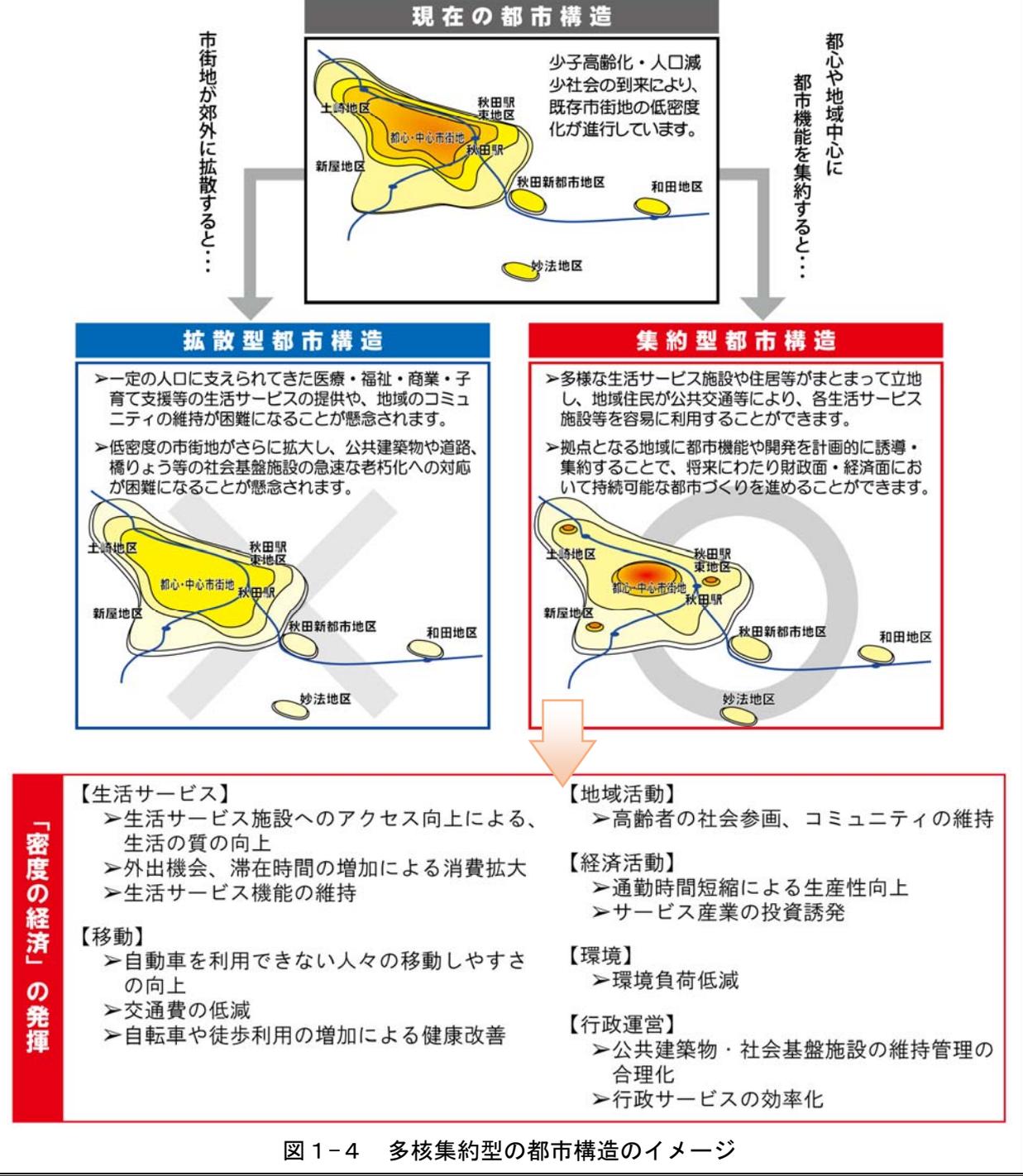


図 1-4 多核集約型の都市構造のイメージ

※1 密度の経済

: 企業の事業運営の経済モデルのこと。事業を一定のエリアに集中して展開することで固定費が効率的になり経済性が高まるというもので、コンパクトシティ政策の根底にある考え方。

※2 行政コスト

: 市民が負担する可能性のある、行政運営の費用の総額。

## 立地適正化計画制度の概要

持続可能な都市構造への再構築を目指し、人口減少・高齢化に対応したコンパクトシティの形成を図るための具体的な施策を推進するため、平成26年8月に「立地適正化計画」が制度化されました。

計画は、第6次秋田市総合都市計画における土地利用方針を踏まえ、居住機能や都市機能の誘導によりコンパクトシティ形成に向けた取組みを推進しようとするものです。なお、すべての居住機能や都市機能をコンパクトに集約していくことを目指すものではありません。

### ➤立地適正化計画で定める事項

#### ①まちづくりの方針

⇒どのようなまちづくりを目指すのか？

#### ②目指すべき都市の骨格構造、課題解決のための施策・誘導方針

⇒どこを都市の骨格とするのか？都市が抱える課題をどのように解決するのか？どこにどのような機能を誘導するのか？

#### ③居住誘導区域や都市機能誘導区域、誘導施設および誘導施策

⇒具体的な各誘導区域をどう設定するのか？各機能を誘導するため、どのような施策を講じるのか？

### ➤居住誘導区域・都市機能誘導区域

#### ①居住誘導区域

⇒人口減少の中にあっても、一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域。

#### ②都市機能誘導区域

⇒医療・福祉・商業・子育て支援等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域。

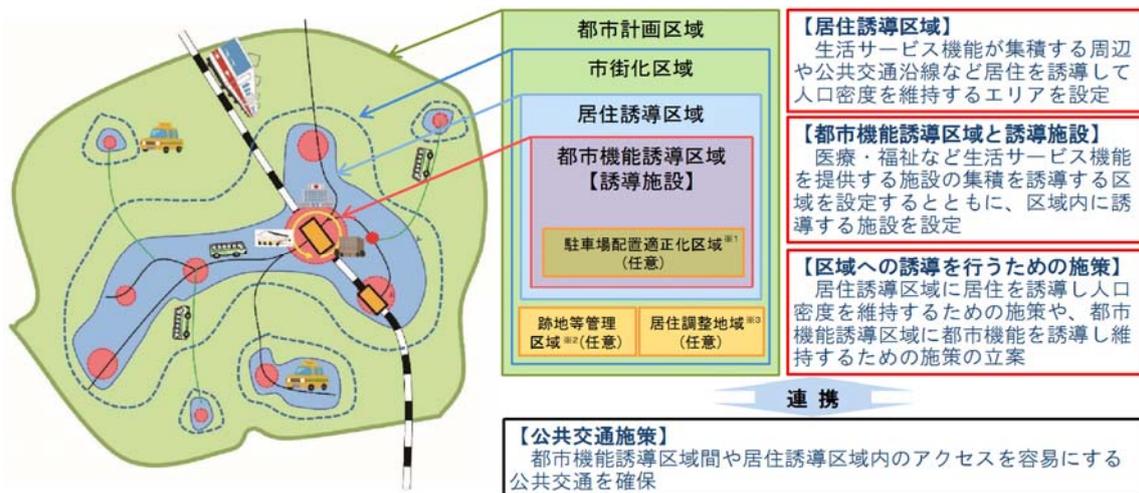


図 1-5 立地適正化計画のイメージ

#### ※1 駐車場配置適正化区域

：歩行者の移動上の利便性および安全性の向上のために駐車場の配置の適正化を図るべき区域。  
(本計画では設定していません。)

#### ※2 跡地等管理区域

：良好な生活環境等を維持するため、跡地等の適正な管理をするために設定する区域。  
(本計画では設定していません。)

#### ※3 居住調整地域

：居住を誘導しないこととする区域において、住宅地化を抑制するために設定する地域。  
(本計画では設定していません。)

## 1.2 計画の位置付け

### 1.2.1 計画の位置付けおよび目標年次

立地適正化計画は、都市のコンパクト化に向けた都市再生特別措置法の計画制度で、一定の人口密度に支えられた生活サービス機能の維持や、インフラ費用の抑制等による持続可能な都市経営の実現を図るため、居住機能や医療・福祉、商業、子育て支援等の都市機能の立地、公共交通の充実等に関する包括的なマスタープランとされています。

本計画は、同法で定める計画としての位置付けとともに、「新・県都『あきた』成長プラン（第13次秋田市総合計画）」を上位計画とし、また、「第6次秋田市総合都市計画（都市計画マスタープラン）」の一部を担う計画として、それぞれの計画に掲げる多核集約型の都市構造によるコンパクトな市街地形成を図るための実施計画となるものです。

本計画の目標年次は、本市の都市計画の基本的な方針を示す秋田市総合都市計画の一部となることから、同計画の計画期間との整合性を勘案し、おおむね20年後の2040年とします。

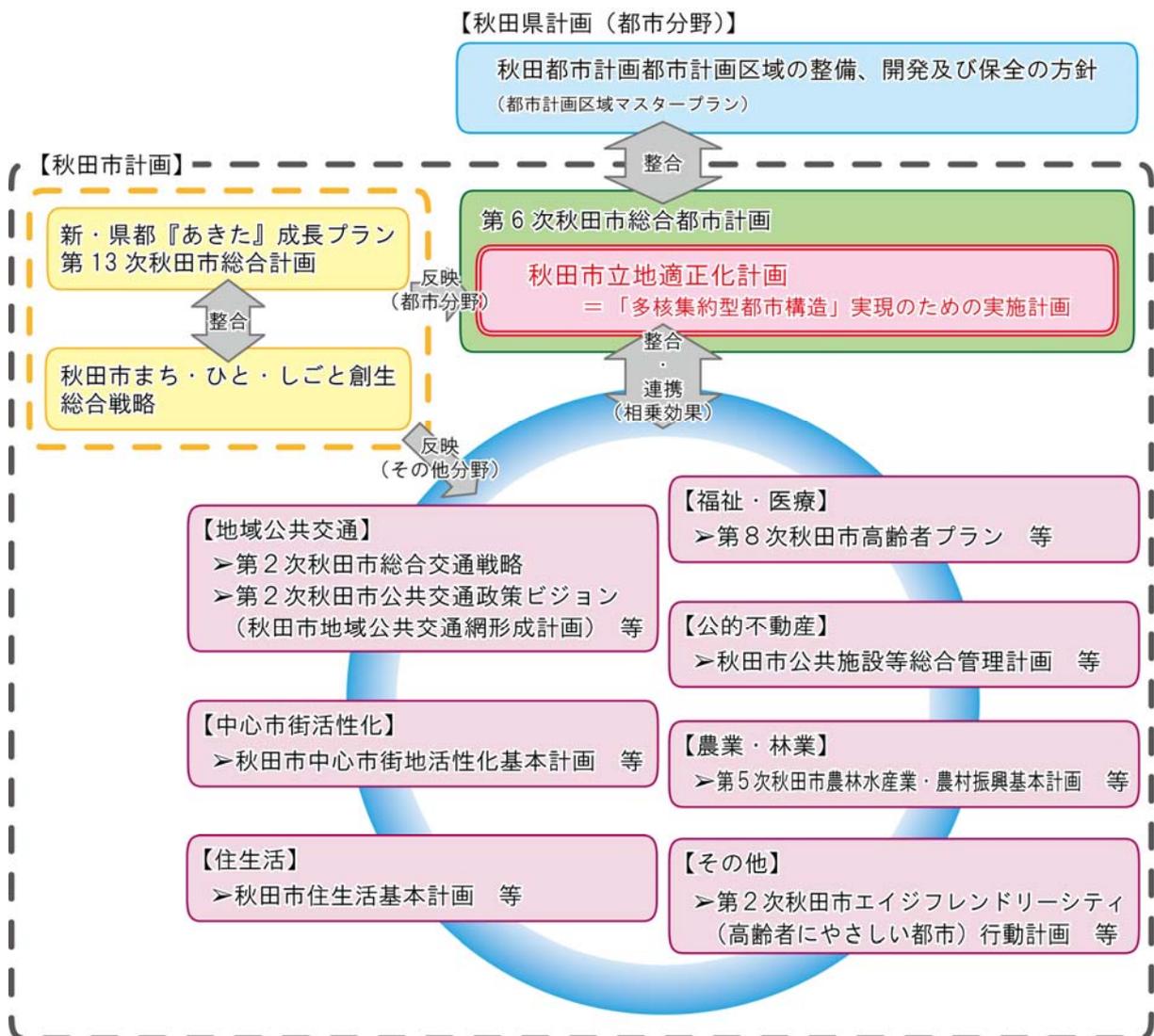


図1-6 立地適正化計画の位置付け

### 1.2.2 計画の対象区域

立地適正化計画の対象区域は、都市全体を見渡す観点から、秋田都市計画区域<sup>※1</sup>のうち、本市に含まれるすべての範囲を対象とします。

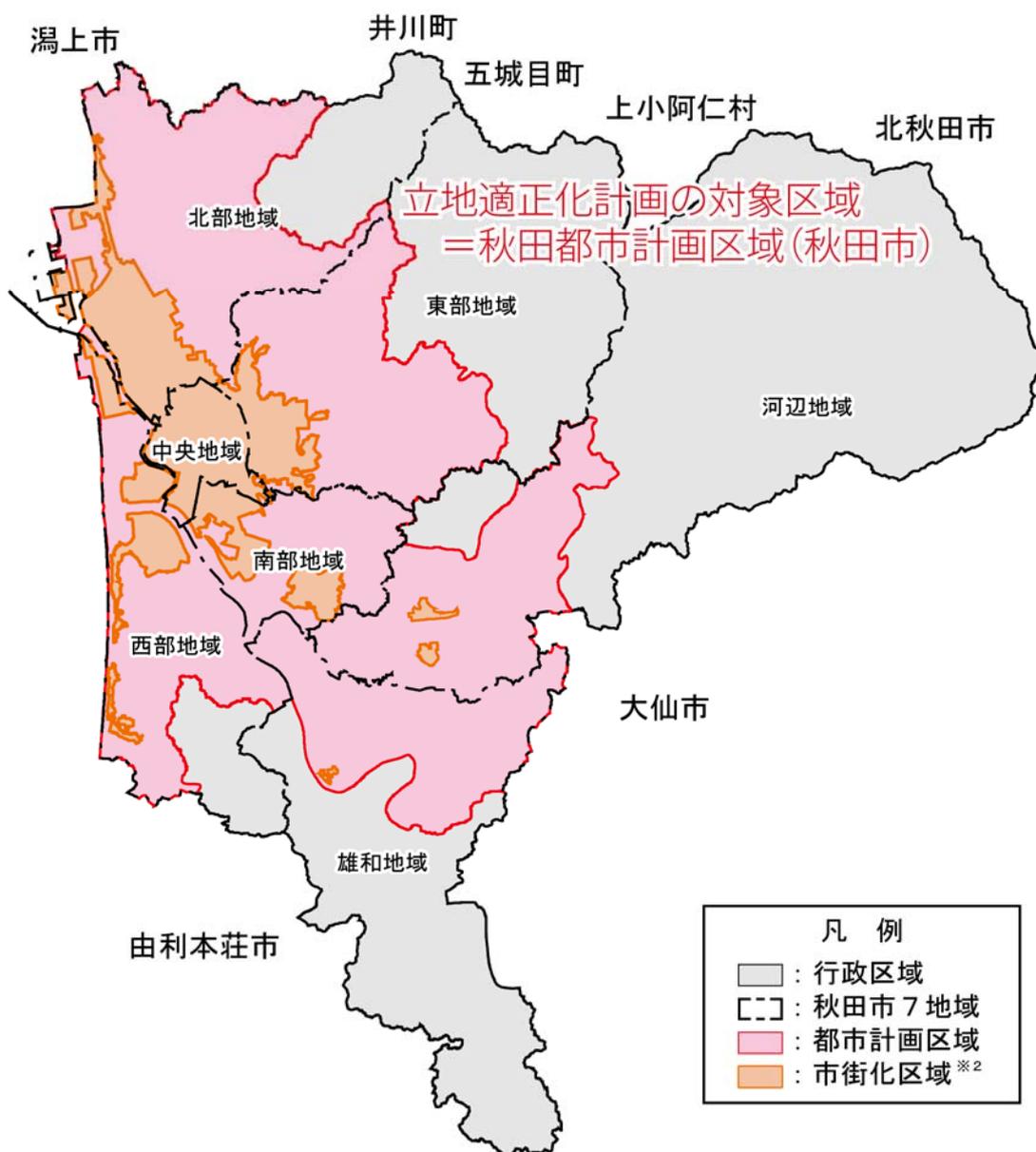


図 1-7 立地適正化計画の対象区域

※1 都市計画区域

：都市の実態や将来の計画を勘案して、一体の都市地域となるべき区域を県が指定するもの。  
秋田都市計画区域は、本市の一部および潟上市の一部で構成されている。

※2 市街化区域

：都市計画区域内で、既に市街地を形成している区域およびおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域として、計画決定された区域。